

宗像市地域猫活動支援事業実施要綱

令和2年3月16日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び宗像市ワンヘルス推進宣言の趣旨にのっとり、飼主のいない猫の適正な管理を推進することで、猫に起因する生活環境に係る被害の軽減を図るため、地域猫活動に取り組む住民等で組織された団体（以下「活動団体」という。）を支援する宗像市地域猫活動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼主がおらず、地域に住みつき、当該地域の住民の合意のもとで適正に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の合意を得た上で、猫の過剰な繁殖、排泄物による被害等を防止するため、地域猫に対して不妊去勢手術の実施、餌の管理、排泄物の処理等を行う活動をいう。
- (3) 協力動物病院 公益社団法人福岡県獣医師会の会員が所属する施設であって、本事業に協力する動物病院又は公益財団法人福岡県動物愛護センターをいう。

(活動団体の活動内容)

第3条 活動団体の主な活動は、次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 地域猫活動の普及、定着及び適正化に関する活動
- (2) 地域猫の不妊去勢手術（耳先カットを含む。以下同じ。）の実施に関する活動

(市の支援内容)

第4条 市は、活動団体に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 地域猫活動の普及、定着及び適正化に関する支援
- (2) 地域猫の不妊去勢手術の実施に関する支援

(認定の申請)

第5条 前条第2号の支援の対象となる活動団体は、次に掲げる全ての要件を満たす団体とし、事前に認定を受けなければならない。

(1) 地域猫活動を実施する地域の住民を中心とし、2人以上で構成されていること。

(2) 地域猫活動について地域住民の理解を得ており、かつ、当該地域猫活動について継続的に地域の理解を得られるよう周知活動を行っていること。

2 前項の認定を受けようとする活動団体は、地域猫活動団体認定申請書に地域猫活動計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、その旨を通知し、地域猫活動団体認定証（以下「団体認定証」という。）を交付するものとする。

(不妊去勢手術の実施)

第7条 前条の規定により、認定の通知を受けた活動団体（以下「認定団体」という。）が、地域猫の不妊去勢手術を受ける場合は、協力動物病院に団体認定証を提示するものとする。

2 前項の規定により、地域猫の不妊去勢手術を受けた場合に係る費用は、市が負担するものとする。ただし、偽りその他不正の手段により、団体認定証を使用し、不妊去勢手術を受けたときはこの限りではない。

(実績報告)

第8条 認定団体は、事業実施後、認定を受けた日の属する年度の3月31日までに、地域猫活動事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(団体認定証の返還)

第9条 認定団体は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに団体認定証を市長に返還しなければならない。

(1) 第3条に規定する活動が実施困難となったとき。

(2) 事業実施が完了したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、団体認定証の交付を受けたとき、又は団体認定証を使用し、不妊去勢手術を受けたとき。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。